

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成31年2月25日提出

平成31年2月25日報告

藤岡市長 新 井 雅 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成30年6月28日

藤岡市長 新 井 雅 博

記

- 1 損害賠償の額 23,019円
- 2 損害賠償の相手方 0歳児（当時）及び親権者
- 3 事件の概要

平成30年4月10日（火）午後1時30分頃、保健センターにおいて、定期予防接種であるBCG集団接種を実施した際、接種医師が1番目の児に使用したBCG管針を誤って2番目の児の接種に使用する事故が発生したことに伴い、2番目の児の保護者の不安軽減のため、1番目の児である2の相手方の児に血液検査による感染症の検査を行わせたものである。